

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

東九州自動車道

ヒュウガ ツノ
(日向IC～都農IC)の早期供用

当初計画

① 収用案件(6箇所)

- ・6箇所の用地を収用により計画

供用予定日:平成27年3月31日

経営努力による変更

① 収用案件

- ・**事業反対(1箇所)**、**補償金目的植栽(10箇所)**による用地買収が難航している案件について、粘り強く協議を実施し、**代執行を回避**または**任意で解決** ⇒**約8ヶ月の工期短縮**

② 新たな収用案件が判明

- ・**多重債務**による収用案件1箇所が**新たなクリティカル**となる ⇒**約7ヶ月の工程遅延見込み**
- ・裁決後も協議を実施し、代執行を回避 ⇒**約4ヶ月の遅延回避**
- ・関係機関に埋蔵文化財の調査パーティー数の増を依頼し、工期を短縮 ⇒**約1ヶ月の遅延回避**

③ 土工・舗装・施設工事

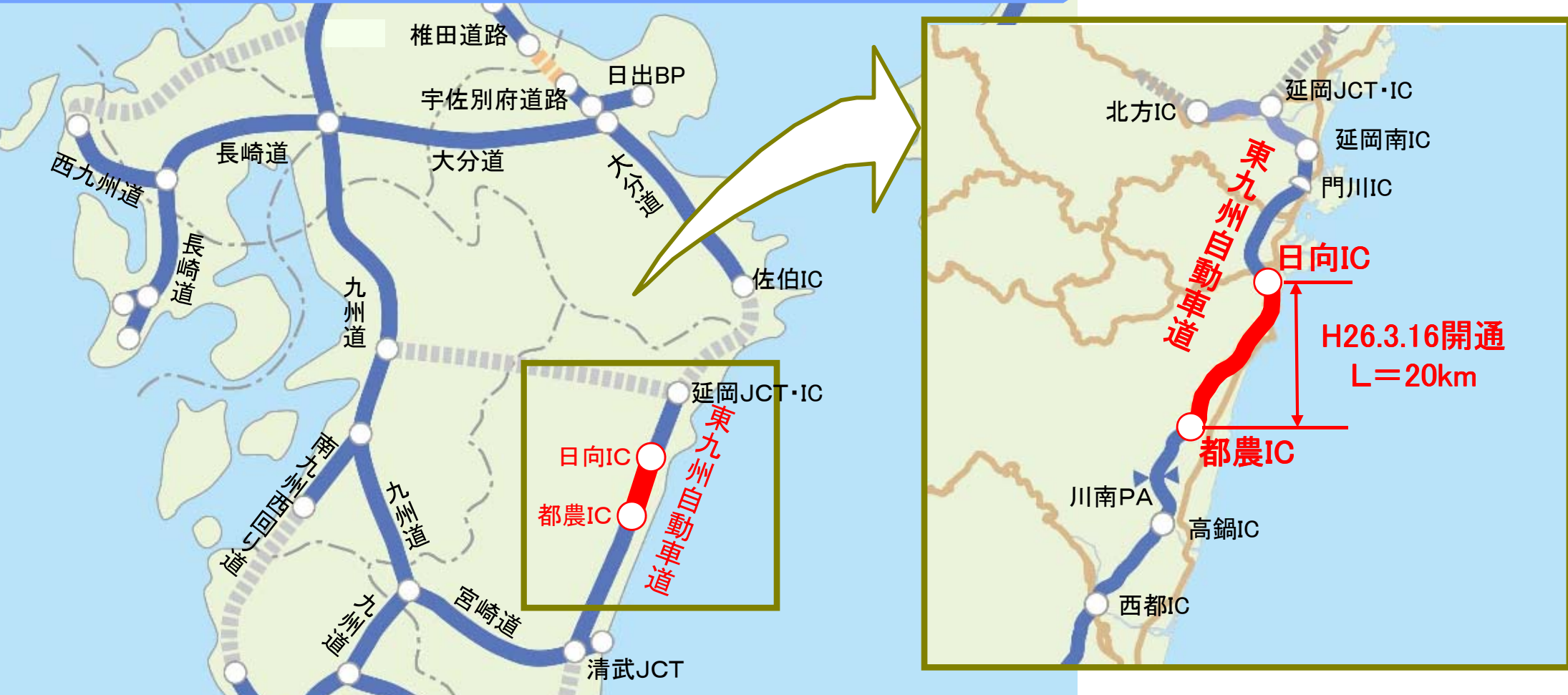
- ・工事時間の延長を地元と協議し、了解を得る ⇒**①箇所は約4ヶ月の工期短縮、②箇所は約2ヶ月の遅延回避**

④ 工事中の騒音・振動対策

- ・近隣の鶏舎において、工事の**騒音・振動によるヒナの育成不良が発生**したが、鶏舎に音楽設備を設置するなどにより対応 ⇒**工程遅延を回避**

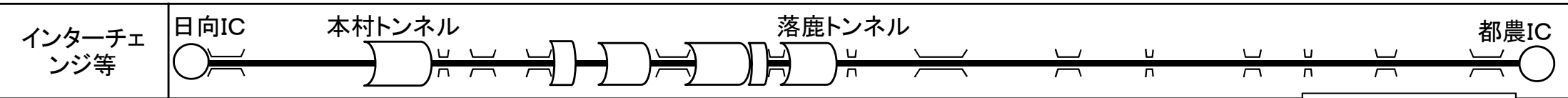
供用日:平成26年3月16日
(380日の早期供用)

東九州自動車道 日向IC～都農ICの路線概要



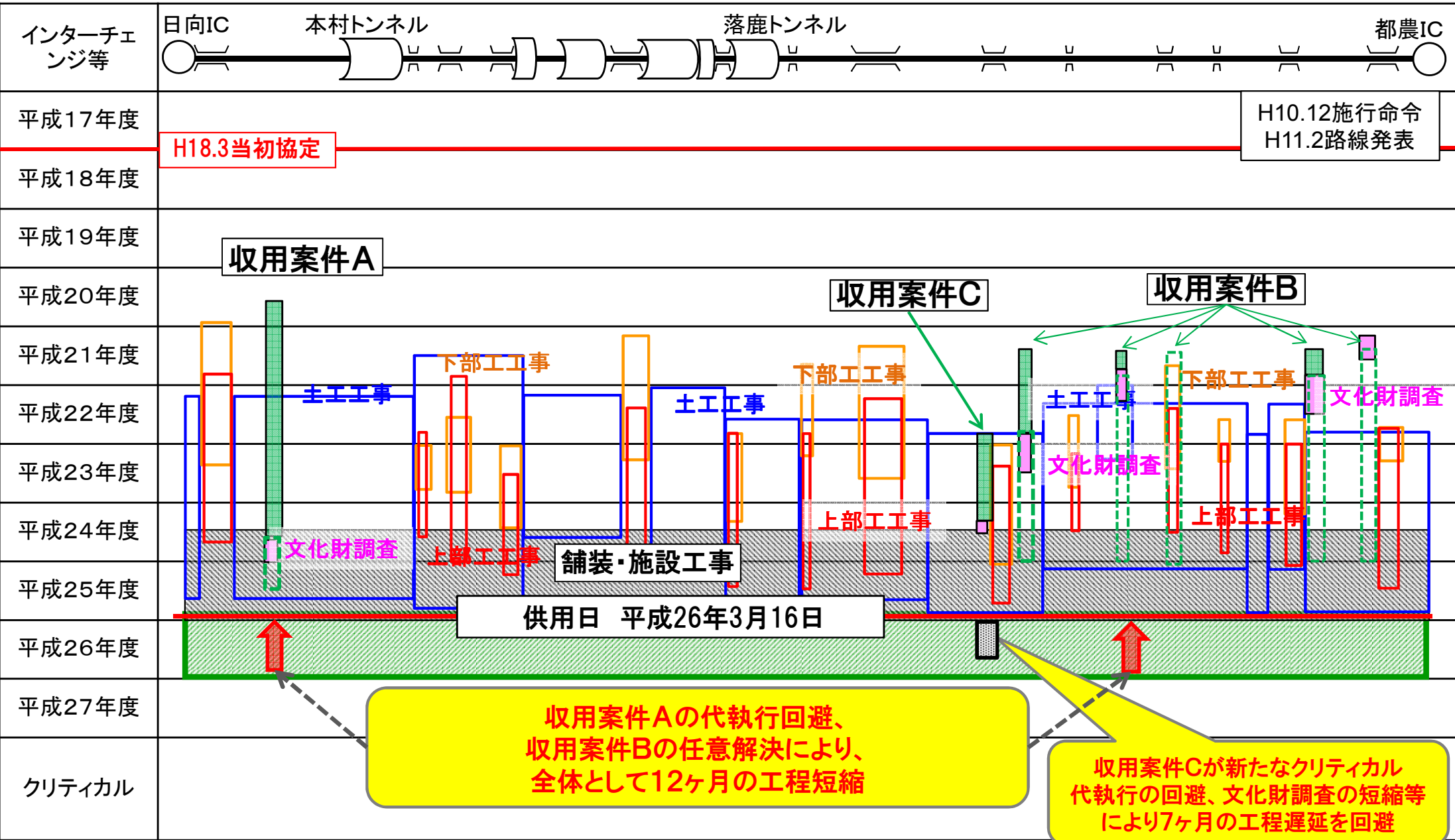
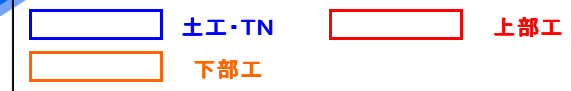
- ・東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点として、鹿児島市に至る延長436kmの高速自動車国道
- ・東九州自動車道(日向IC～都農IC:延長20.0km)は、宮崎県内における有料道路方式による最後の整備区間
- ・並行する一般国道10号と一体的に機能することにより、地域間交通の円滑化に寄与し、効率的で信頼性の高いネットワークの充実を図ることが期待される

当初工程(東九州道 日向IC~都農IC)



インターチェンジ等	日向IC		本村トンネル		落鹿トンネル		都農IC		
平成17年度	H18.3当初協定							H10.12施行命令 H11.2路線発表	
平成18年度									
平成19年度	収用案件A								
平成20年度					収用案件B				
平成21年度	下部工工事		トンネル工事		下部工工事		土工工事		
平成22年度	トンネル工事		下部工工事		トンネル工事		土工工事		
平成23年度	上部工工事		上部工工事		上部工工事		上部工工事		
平成24年度	文化財調査		文化財調査		文化財調査		文化財調査		
平成25年度	舗装・施設工事		舗装・施設工事		舗装・施設工事		舗装・施設工事		
平成26年度	供用予定日 平成27年3月31日								
平成27年度									
クリティカル	収用箇所がクリティカル								

実施工程(東九州道 日向IC~都農IC)



工期短縮の取組み①

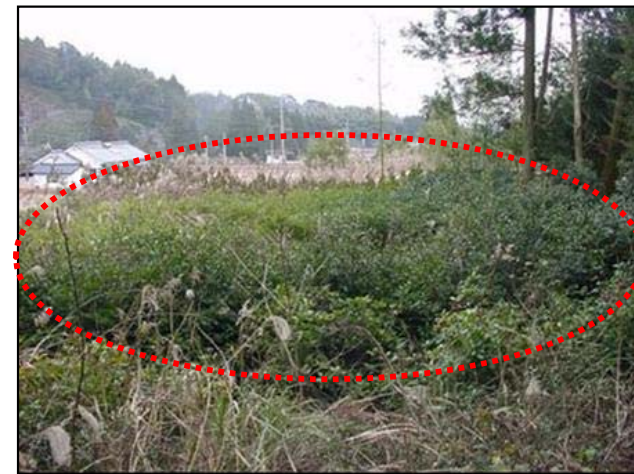
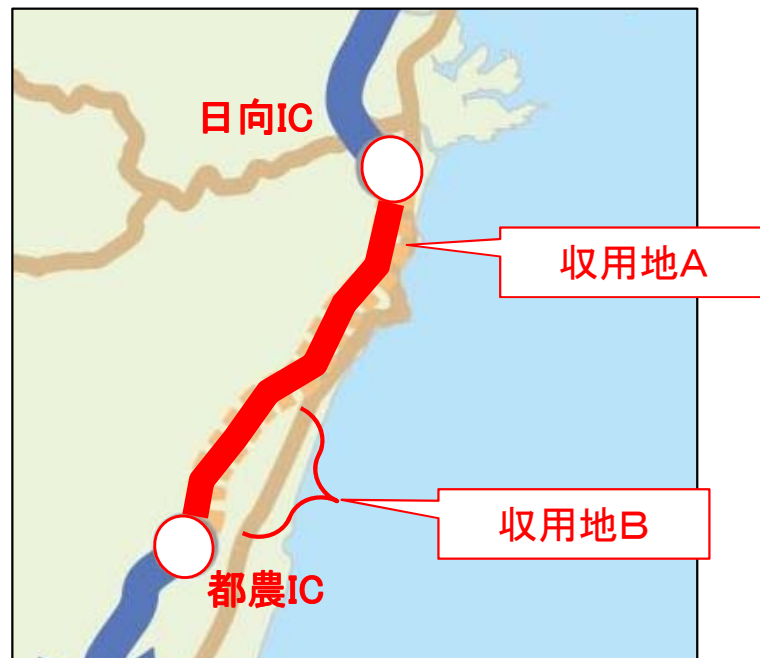
①事業反対、補償金目的植栽により用地買収が難航している**収用案件が存在**

収用案件A(事業反対1箇所)

・裁決後も県、日向市と連携して**粘り強く協議を実施(10回)**し、自主撤去により**代執行を回避**

収用案件B(補償金目的植栽10箇所)

・国や自治体、警察と連携をはかり、「補償はしない、自主撤去を要請する」**毅然とした姿勢で粘り強く協議**を実施し、H22.10に**任意により解決**



※補償金目的植栽とは

立木所有者が道路建設予定地などに、立木(苗木)を異常な密度で植栽し、事業者から不当に補償金を取得しようとする行為

工期短縮の取組み①

■収用案件A(事業反対)の工程

■当初工程表

工事工程 案件箇所	平成 22年度	平成23年度												平成24年度												平成25年度												平成26年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A案件		事業認定												裁判申請 明渡裁判申立				審理				裁判				明渡				代執行手続				代執行				文化財調査				土工				舗装・施設			

B案件(補償金目的植栽)が任意解決したことによる事務手続きの前倒し 4ヶ月

代執行の回避、任意解決 4ヶ月

← 12ヶ月の工程短縮

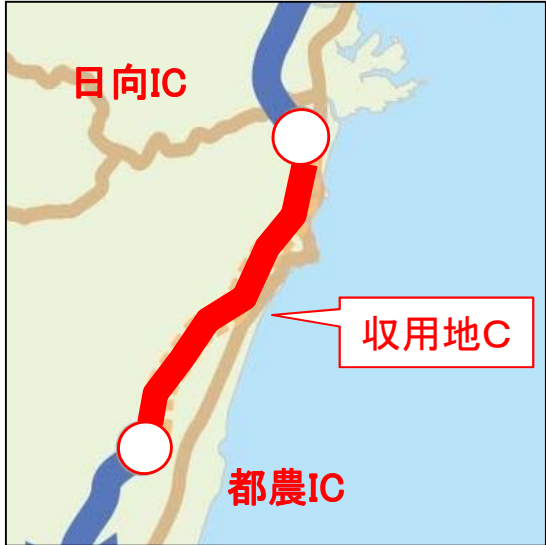
■実績工程表

工事工程 案件箇所	平成 22年度	平成23年度												平成24年度												平成25年度												平成26年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A案件		事業認定												裁判申請 明渡裁判 申立				審理				裁判				明渡				代執行 手続				文化財調査				土工				舗装・施設							

土工・舗装・施設工事の工程短縮 4ヶ月

工期短縮の取組み②

- ②当初協定締結後、多重債務により抵当権(7抵当)が掛けられ、用地取得が難航する**収用案件Cが新たに判明**
- ・収用後に文化財調査約5千㎡、切盛土工16万㎡、橋梁、下部工1基を施工
⇒ **新たなクリティカルとなり、約7ヶ月の遅延が見込まれる状況**
- ・裁決後も**粘り強く協議を実施(10回)**し、自主撤去により代執行を回避
⇒ **約4ヶ月の工程遅延を回避**
- ・収用案件C箇所の**文化財調査の短縮について宮崎県と協議**
⇒ **パーティー数を1パーティーから2パーティーに増やしてもらうことにより、約1ヶ月の工程遅延を回避**



■収用案件発現時の工程表

工事工程 案件箇所	平成22年度	平成23年度												平成24年度												平成25年度												平成26年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
C案件	事業認定	裁決申請 明渡裁決 申立			審理						裁決	明渡	代執行 手続	代執行	文化財 調査	土工 橋梁工事												舗装・施設																					

■実績工程表

工事工程 案件箇所	平成22年度	平成23年度												平成24年度												平成25年度												平成26年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
C案件	事業認定	裁決申請 明渡裁決 申立			審理						裁決	明渡	自主撤去	文化財 調査	土工 橋梁工事												舗装・施設																						

代執行回避

7ヶ月の工程短縮
 ・代執行の回避4ヶ月
 ・文化財調査の工程短縮1ヶ月
 ・土工・舗装・施設工事の短縮2ヶ月

工期短縮の取組み③

③土工・舗装・施設工事

- ・地元と協議を実施し、了解を得て、**作業時間を延長**(8時～17時⇒7時～18時)
⇒**A案件箇所**で約4ヶ月の**工程短縮**、
C案件箇所で約2ヶ月の**工程遅延の回避**

④工事中の騒音・振動対策

- ・収用案件C付近では、近隣に鶏舎が点在(7件27鶏舎)しており、工事の**騒音・振動**により「ひよこ」の**育成不良が発生**
発破、クラクション等の突発的に発生する音を抑えるように要望を受け、工程遅延が懸念される状況

養鶏事業者と協議を実施し、騒音・振動の対策を実施することを説明

- ・防音シート・パネルの設置(写真①)
 - ・音楽設備の設置(鶏舎内に音楽を流し工事音を緩和)(写真②)
 - ・超緩速施工(重機のきしみ音の抑制)
 - ・クラクションによる合図の禁止
 - ・大型ブレーカーに防音シート巻きつけ(写真③)
- ・鶏舎の状況を確認しながら施工することで理解を得る



写真① 防音パネルの設置



写真② 音楽設備の設置

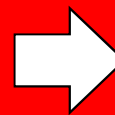


写真③ ブレーカーに防音シート巻きつけ

収用地の任意交渉による解決、関係機関及び地元との協議により、
供用までの期間を短縮したものである

運用指針第2条第1項第3号に該当

約12か月の工期短縮による金利の縮減



会社の経営努力による
ものと認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減